

2024年11月22日

暗号資産交換業者へのお振込について

平素は当金庫に対し格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

昨今、インターネットバンキングによる不正送金事案や、還付金詐欺・架空料金請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺において、暗号資産交換業者の金融機関口座に送金される事案が多数報告されています。

このような情勢を踏まえ、お客さま保護および不正送金防止等の観点から、当金庫では暗号資産交換業者へのお振込に際し、口座名義人（法人口座を含む）と異なる送金（振込）依頼人名でお振込をされる場合は、お振込をお断りさせていただきます。

また、同様のお取引が確認された場合、お取引の一部（または全部）を制限させていただきます。

加えて、お客さまが詐欺被害に遭われていないかなど不正送金（振込）の未然防止のため、送金（振込）理由を確認するとともに、必要に応じて疎明資料等を提出していただきます。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上